

令和8年第1回加須市議会定例会

条 例 新 旧 対 照 表

令和8年2月5日招集

加 須 市

目 次

第17号議案	加須市行政手続条例の一部を改正する条例	1
第18号議案	加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	3
第19号議案	加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	
	加須市特別職職員の給与等に関する条例	6
	加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例	8
第20号議案	加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	10
第21号議案	加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	25
第22号議案	加須市税条例の一部を改正する条例	31
第23号議案	加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	32
第24号議案	加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	45

加須市行政手続条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">加須市行政手続条例</p> <p>第1条～第14条 略 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <hr/> <p>_____によって行うことができる。_____</p> <hr/> <p>_____</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市長が別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p>	<p style="text-align: center;">加須市行政手続条例</p> <p>第1条～第14条 略 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(代理人)</p>

【第2条による改正】

改 正 後	現 行
<p>加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬)</p>	<p>加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬)</p>
<p>第1条 議会の議長、副議長、常任委員長、常任副委員長、議会運営委員長、議会運営副委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>462,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>414,000円</u></p> <p>(3) 常任委員長 月額 <u>398,000円</u></p> <p>(4) 常任副委員長 月額 <u>393,000円</u></p> <p>(5) 議会運営委員長 月額 <u>398,000円</u></p> <p>(6) 議会運営副委員長 月額 <u>393,000円</u></p> <p>(7) 議員 月額 <u>388,000円</u></p>	<p>第1条 議会の議長、副議長、常任委員長、常任副委員長、議会運営委員長、議会運営副委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>452,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>404,000円</u></p> <p>(3) 常任委員長 月額 <u>388,000円</u></p> <p>(4) 常任副委員長 月額 <u>383,000円</u></p> <p>(5) 議会運営委員長 月額 <u>388,000円</u></p> <p>(6) 議会運営副委員長 月額 <u>383,000円</u></p> <p>(7) 議員 月額 <u>378,000円</u></p>
<p>第2条～第4条 略</p> <p>(期末手当)</p>	<p>第2条～第4条 略</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において、議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u></p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において、議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正後	現行
3 略 第6条 略	3 略 第6条 略

加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条による改正】

改正後	現 行
<p>加須市特別職職員の給与等に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において特別職職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第6条～第13条 略</p>	<p>加須市特別職職員の給与等に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において特別職職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第6条～第13条 略</p>

【第2条による改正】

改正後	現 行
<p>加須市特別職職員の給与等に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において特別職職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第6条～第13条 略</p>	<p>加須市特別職職員の給与等に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において特別職職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第6条～第13条 略</p>

【第3条による改正】

改正後	現行
<p>加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額に、<u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第5条～第8条 略</p>	<p>加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第5条～第8条 略</p>

【第4条による改正】

改 正 後	現 行
<p>加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第5条～第8条 略</p>	<p>加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第5条～第8条 略</p>

加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条による改正】

改 正 後	現 行
<p>加須市一般職職員の給与に関する条例</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満であ</p>	<p>加須市一般職職員の給与に関する条例</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満であ</p>

改正後	現行
<p>る職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第15条～第23条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同</p>	<p>る職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第15条～第23条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同</p>

改正後	現行
<p>項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」とする。</p>	<p>項中「100分の125 _____」とあるのは「100分の70 _____」とする。</p>
<p>4～6 略</p>	<p>4～6 略</p>
<p>第25条・第26条 略</p>	<p>第25条・第26条 略</p>
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>
<p>第27条 略</p>	<p>第27条 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 _____を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 _____を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>第28条～第34条 略</p>	<p>第28条～第34条 略</p>

改正後										現行									
附則 略 別表第1（第3条関係） 行政職給料表										附則 略 別表第1（第3条関係） 行政職給料表									
(円)										(円)									
職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		定年前	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800			420,700	471,900	定年前	1	183,500	230,000	265,300	298,800
再任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	473,300	再任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	459,800
短時間	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	474,700	短時間	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	461,200
勤務職	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	476,000	勤務職	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	462,500
員以外	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	477,200	員以外	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	463,800
の職員	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	478,100	の職員	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	465,000
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	479,000		7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	466,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	479,800		8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	466,700
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	480,600		9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	467,400
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	481,400		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	468,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	482,100		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	468,800
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	482,700		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	469,500
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	483,300		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	470,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	483,900		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	470,700
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	484,500		15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	471,200
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	485,100		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	471,800
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	485,700		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	472,400
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	486,200		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	473,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	486,700		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	473,500
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	487,200		20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	474,000
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	487,700		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	474,500
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	488,200		22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	475,000

改正後										現行									
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	488,700		23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	475,500	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	489,200		24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	476,000	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	489,700		25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	476,500	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	490,200		26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	477,000	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	490,700		27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	477,500	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	491,200		28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	478,000	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	491,700		29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	478,500	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	492,200		30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	479,000	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	492,700		31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	479,500	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	493,200		32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	480,000	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	493,700		33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	480,500	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	494,100		34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	481,000	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	494,600		35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	481,500	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	495,100		36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	482,000	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	495,600		37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	482,500	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	496,100		38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	483,000	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	496,600		39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	483,500	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	497,000		40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	484,000	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	497,500		41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	484,500	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	498,000		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	485,000	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	498,500		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	485,500	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	499,000		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	486,000	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	499,500		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	486,500	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		500,000		46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		487,000	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		500,500		47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		487,500	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		501,000		48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		488,000	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		501,500		49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		488,500	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			

改正後									現行								
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			

改正後								現行							
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	266,200	305,800	355,700					86	256,000	297,100	346,000				
87	266,500	306,100	356,100					87	256,300	297,400	346,400				
88	266,800	306,400	356,500					88	256,600	297,700	346,800				
89	267,100	306,700	356,700					89	256,900	298,000	347,000				
90	267,400	307,000	357,100					90	257,200	298,300	347,400				
91	267,700	307,300	357,500					91	257,500	298,600	347,800				
92	268,000	307,600	357,900					92	257,800	299,000	348,200				
93	268,300	307,800	358,100					93	258,100	299,200	348,400				
94		308,000	358,400					94		299,400	348,800				
95		308,300	358,800					95		299,700	349,200				
96		308,700	359,100					96		300,100	349,500				
97		308,900	359,400					97		300,300	349,800				
98		309,200	359,800					98		300,600	350,200				
99		309,500	360,200					99		301,000	350,600				
100		309,900	360,600					100		301,400	351,000				
101		310,100	361,100					101		301,600	351,500				
102		310,400	361,500					102		301,900	351,900				
103		310,700	361,900					103		302,200	352,300				
104		311,000	362,300					104		302,500	352,700				
105		311,200	362,800					105		302,700	353,200				
106		311,500	363,200					106		303,000	353,600				
107		311,800	363,500					107		303,300	353,900				
108		312,100	363,800					108		303,600	354,200				
109		312,300	364,200					109		303,800	354,700				
110		312,600						110		304,200					
111		313,000						111		304,600					
112		313,300						112		304,900					

改 正 後									
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額							
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

(円)

職員の区分	職務の級		1級	2級	3級	4級
	号給					
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1		305,600	415,600	470,300	566,200
	2		307,900	418,300	472,300	567,800
務職員以外 の職員	3		310,200	420,900	474,200	569,300
	4		312,400	423,300	476,100	570,800
	5		314,500	425,600	477,500	572,300

現 行									
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

(円)

職員の区分	職務の級		1級	2級	3級	4級
	号給					
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1		291,400	400,300	455,100	549,800
	2		293,700	403,000	457,100	551,400
務職員以外 の職員	3		296,000	405,600	459,000	552,800
	4		298,200	408,100	460,900	554,400
	5		300,300	410,500	462,300	555,900

改 正 後					現 行				
6	318,000	427,800	479,200	573,600	6	303,800	412,700	464,100	557,300
7	321,500	429,800	481,000	574,900	7	307,300	414,800	465,900	558,700
8	324,900	431,900	482,800	576,200	8	310,700	416,900	467,700	560,000
9	328,300	434,000	484,600	577,400	9	314,100	419,000	469,500	561,200
10	331,800	435,500	486,300	578,400	10	317,600	420,500	471,300	562,200
11	335,200	437,000	488,100	579,400	11	321,000	422,000	473,100	563,200
12	338,600	438,500	489,900	580,300	12	324,400	423,500	474,900	564,200
13	342,000	439,900	491,700	581,200	13	327,800	424,900	476,700	565,200
14	345,500	441,300	493,400	582,100	14	331,300	426,400	478,500	566,100
15	348,900	442,800	495,200	583,000	15	334,700	427,900	480,300	567,000
16	352,300	444,200	497,000	583,900	16	338,100	429,300	482,100	567,900
17	355,700	445,500	498,800	584,800	17	341,500	430,700	483,900	568,700
18	358,800	447,000	500,700	585,600	18	344,600	432,200	485,800	569,600
19	362,000	448,400	502,600	586,400	19	347,700	433,700	487,700	570,500
20	365,200	449,800	504,500	587,300	20	350,800	435,100	489,600	571,400
21	368,500	451,100	506,400	588,200	21	354,000	436,500	491,500	572,300
22	371,600	452,600	508,100	589,100	22	357,100	438,000	493,200	573,200
23	374,700	454,000	509,900	589,900	23	360,200	439,500	495,000	574,100
24	377,700	455,400	511,700	590,700	24	363,200	440,900	496,800	574,800
25	380,800	456,800	513,300	591,600	25	366,200	442,300	498,400	575,700
26	383,100	458,200	515,100	592,500	26	368,500	443,700	500,200	576,600
27	385,400	459,500	516,900	593,300	27	370,800	445,100	502,000	577,500
28	387,600	460,900	518,400	594,100	28	373,000	446,500	503,600	578,400
29	389,500	462,300	519,800	594,900	29	374,900	447,900	505,000	579,300
30	391,200	463,600	521,500	595,600	30	376,600	449,300	506,700	580,000
31	392,900	465,000	523,300	596,300	31	378,300	450,700	508,500	580,700
32	394,700	466,400	525,000	597,000	32	380,100	452,100	510,200	581,400
33	396,400	467,700	526,500	597,700	33	381,900	453,500	511,700	582,100
34	398,200	469,100	527,800	598,300	34	383,700	454,900	513,000	582,700
35	399,800	470,400	529,100	598,900	35	385,300	456,300	514,300	583,300

改正後					現行				
36	401,100	471,800	530,400	599,500	36	386,700	457,700	515,600	583,900
37	402,500	473,200	531,400	600,100	37	388,100	459,100	516,600	584,500
38	403,900	474,900	532,700	600,700	38	389,600	460,800	517,900	585,100
39	405,300	476,500	534,000	601,300	39	391,100	462,400	519,200	585,700
40	406,700	478,000	535,300	601,800	40	392,600	464,000	520,500	586,200
41	408,200	479,600	536,300		41	394,100	465,600	521,500	
42	408,900	480,800	537,100		42	394,800	466,800	522,300	
43	409,500	481,900	537,900		43	395,400	468,000	523,100	
44	410,100	483,000	538,700		44	396,100	469,100	523,900	
45	410,900	484,000	539,600		45	397,000	470,100	524,800	
46	411,500	484,900	540,400		46	397,600	471,100	525,600	
47	412,100	485,800	541,200		47	398,200	472,000	526,400	
48	412,600	486,600	541,900		48	398,800	472,800	527,100	
49	413,100	487,300	542,700		49	399,400	473,500	527,900	
50	413,500	488,000	543,500		50	399,900	474,200	528,700	
51	414,000	488,700	544,200		51	400,400	474,900	529,400	
52	414,400	489,300	545,100		52	400,900	475,500	530,300	
53	414,800	489,900	546,000		53	401,400	476,200	531,200	
54	415,100	490,600	546,800		54	401,800	476,900	532,000	
55	415,400	491,200	547,700		55	402,200	477,500	532,900	
56	415,800	491,800	548,600		56	402,600	478,100	533,800	
57	416,100	492,100	549,400		57	403,000	478,400	534,600	
58	416,500	492,700	550,200		58	403,400	479,000	535,500	
59	416,800	493,300	551,000		59	403,800	479,700	536,400	
60	417,200	494,000	551,700		60	404,200	480,400	537,100	
61	417,600	494,400	552,500		61	404,600	480,800	537,900	
62	417,900	495,000	553,400		62	405,000	481,400	538,800	
63	418,200	495,700	554,300		63	405,400	482,100	539,700	
64	418,500	496,400	555,200		64	405,800	482,800	540,600	
65	418,800	496,800	556,000		65	406,100	483,200	541,400	

改 正 後					現 行						
	66		<u>497,400</u>	<u>556,900</u>		66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>		
	67		<u>498,000</u>	<u>557,800</u>		67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>		
	68		<u>498,500</u>	<u>558,700</u>		68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>		
	69		<u>499,000</u>	<u>559,500</u>		69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>		
	70		<u>499,500</u>	<u>560,400</u>		70		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>		
	71		<u>500,000</u>	<u>561,300</u>		71		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>		
	72		<u>500,500</u>	<u>562,200</u>		72		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>		
	73		<u>500,900</u>	<u>563,000</u>		73		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>		
	74		<u>501,400</u>			74		<u>487,800</u>			
	75		<u>501,800</u>			75		<u>488,200</u>			
	76		<u>502,200</u>			76		<u>488,700</u>			
	77		<u>502,700</u>			77		<u>489,200</u>			
	78		<u>503,300</u>			78		<u>489,800</u>			
	79		<u>503,800</u>			79		<u>490,400</u>			
	80		<u>504,200</u>			80		<u>490,800</u>			
	81		<u>504,700</u>			81		<u>491,300</u>			
	82		<u>505,300</u>			82		<u>491,900</u>			
	83		<u>505,900</u>			83		<u>492,500</u>			
	84		<u>506,400</u>			84		<u>493,000</u>			
	85		<u>506,900</u>			85		<u>493,500</u>			
定年前再任		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
用短時間勤務職員		<u>312,900</u>	<u>356,500</u>	<u>412,800</u>	<u>488,500</u>	用短時間勤務職員		<u>301,700</u>	<u>344,400</u>	<u>399,500</u>	<u>473,300</u>
別表第3 略					別表第3 略						

【第2条による改正】

改正後	現 行
<p>加須市一般職職員の給与に関する条例</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</u>(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>	<p>加須市一般職職員の給与に関する条例</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に</u> 定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p><u>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p><u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</u></p> <p><u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u></p> <p><u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</u></p> <p><u>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</u></p> <p><u>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満であ</u></p>

改正後	現行
〔削る〕	<u>る職員 16,600円</u>
〔削る〕	<u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</u>
〔削る〕	<u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</u>
〔削る〕	<u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円</u>
〔削る〕	<u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円</u>
〔削る〕	<u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円</u>
〔削る〕	<u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円</u>
〔削る〕	<u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</u>
(3) 略	(3) 略
3 略	3 略
<u>4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u> <u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額</u>	〔新設〕

改正後	現 行
<p>5 運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、<u>特別料金等相当額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、15万円とする。</u></p>	<p>4 運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額<u>及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の</u>合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、15万円とする。</p>
<p>6 略</p>	<p>5 略</p>
<p>第15条～第23条 略</p>	<p>第15条～第23条 略</p>
<p>（期末手当）</p>	<p>（期末手当）</p>
<p>第24条 略</p>	<p>第24条 略</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u></p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u></p>
<p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>（1）～（4） 略</p>	<p>（1）～（4） 略</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u></p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合は100分の72.5</u>」とする。</p>
<p>_____」とあるのは「<u>100分の71.25</u></p>	<p>_____」とする。</p>
<p>_____」とする。</p>	<p>_____」とする。</p>
<p>4～6 略</p>	<p>4～6 略</p>
<p>第25条・第26条 略</p>	<p>第25条・第26条 略</p>
<p>（勤勉手当）</p>	<p>（勤勉手当）</p>
<p>第27条 略</p>	<p>第27条 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額</p>

改正後	現 行
<p>とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u></p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u></p>
<p>を乗じて得た額の総額</p>	<p>を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u></p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u></p>
<p>を乗じて得た額の総額</p>	<p>を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>第28条～第34条 略</p>	<p>第28条～第34条 略</p>

加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行																																																																								
加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例																																																																								
本則 略	本則 略																																																																								
附 則	附 則																																																																								
1 略	1 略																																																																								
(給与改定の適用の遡及に関する特例)	(給与改定の適用の遡及に関する特例)																																																																								
2 この条例の規定（この条例において準用する給与条例の規定を含む。）について、 <u>給与又は費用弁償の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者の在職期間中の給与又は費用弁償</u> については、市長が別に定めるところにより、支給することができる。	2 この条例の規定（この条例において準用する給与条例の規定を含む。）について、給与の _____ 額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者の在職期間中の <u>給与に _____</u> については、市長が別に定めるところにより、支給することができる。																																																																								
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																																																																								
行政職給料表	行政職給料表																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級 号給</th> <th style="text-align: center;">1級</th> <th style="text-align: center;">2級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">192,500</td> <td style="text-align: center;">238,100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">193,600</td> <td style="text-align: center;">239,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">194,700</td> <td style="text-align: center;">240,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">195,800</td> <td style="text-align: center;">242,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">196,900</td> <td style="text-align: center;">243,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">198,100</td> <td style="text-align: center;">244,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">199,200</td> <td style="text-align: center;">246,100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">200,300</td> <td style="text-align: center;">247,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">202,000</td> <td style="text-align: center;">248,900</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">203,600</td> <td style="text-align: center;">250,300</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級 号給	1級	2級		円	円	1	192,500	238,100	2	193,600	239,400	3	194,700	240,700	4	195,800	242,000	5	196,900	243,300	6	198,100	244,700	7	199,200	246,100	8	200,300	247,500	9	202,000	248,900	10	203,600	250,300	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級 号給</th> <th style="text-align: center;">1級</th> <th style="text-align: center;">2級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">183,500</td> <td style="text-align: center;">230,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">184,600</td> <td style="text-align: center;">231,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">185,800</td> <td style="text-align: center;">233,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">186,900</td> <td style="text-align: center;">234,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">188,000</td> <td style="text-align: center;">236,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">189,700</td> <td style="text-align: center;">237,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">191,300</td> <td style="text-align: center;">239,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">192,900</td> <td style="text-align: center;">240,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">194,500</td> <td style="text-align: center;">242,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">196,200</td> <td style="text-align: center;">243,400</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級 号給	1級	2級		円	円	1	183,500	230,000	2	184,600	231,500	3	185,800	233,000	4	186,900	234,500	5	188,000	236,000	6	189,700	237,500	7	191,300	239,000	8	192,900	240,500	9	194,500	242,000	10	196,200	243,400
職務の級 号給	1級	2級																																																																							
	円	円																																																																							
1	192,500	238,100																																																																							
2	193,600	239,400																																																																							
3	194,700	240,700																																																																							
4	195,800	242,000																																																																							
5	196,900	243,300																																																																							
6	198,100	244,700																																																																							
7	199,200	246,100																																																																							
8	200,300	247,500																																																																							
9	202,000	248,900																																																																							
10	203,600	250,300																																																																							
職務の級 号給	1級	2級																																																																							
	円	円																																																																							
1	183,500	230,000																																																																							
2	184,600	231,500																																																																							
3	185,800	233,000																																																																							
4	186,900	234,500																																																																							
5	188,000	236,000																																																																							
6	189,700	237,500																																																																							
7	191,300	239,000																																																																							
8	192,900	240,500																																																																							
9	194,500	242,000																																																																							
10	196,200	243,400																																																																							

改 正 後			現 行		
11	205,200	251,700	11	197,800	244,800
12	206,700	253,100	12	199,400	246,200
13	208,400	254,300	13	201,000	247,400
14	210,000	255,600	14	202,700	248,600
15	211,600	256,900	15	204,400	249,800
16	213,100	258,100	16	206,100	251,000
17	214,800	259,300	17	207,400	252,100
18	216,500	260,500	18	209,000	253,200
19	218,200	261,700	19	210,600	254,300
20	219,400	262,800	20	212,100	255,400
21	221,000	263,900	21	213,600	256,400
22	222,600	265,000	22	215,200	257,400
23	224,100	266,100	23	216,800	258,400
24	225,600	267,000	24	218,400	259,400
25	227,200	268,000	25	220,000	260,400
26	228,800	269,000	26	221,700	261,300
27	230,400	270,000	27	223,000	262,200
28	232,000	271,000	28	224,300	263,100
29	233,700	271,900	29	225,600	263,900
30	235,000	272,700	30	226,700	264,700
31	236,300	273,600	31	227,800	265,500
32	237,600	274,400	32	228,900	266,300
33		275,200	33		267,000
34		276,000	34		267,800
35		276,700	35		268,600
36		277,400	36		269,300
37		278,200	37		270,000
38		279,000	38		270,800
39		279,600	39		271,600
40		280,300	40		272,300

改正後			現行		
41		<u>281,100</u>	41		<u>273,000</u>
42		<u>281,800</u>	42		<u>273,800</u>
43		<u>282,500</u>	43		<u>274,600</u>
44		<u>283,200</u>	44		<u>275,300</u>
45		<u>283,900</u>	45		<u>276,000</u>
46		<u>284,600</u>	46		<u>276,700</u>
47		<u>285,300</u>	47		<u>277,400</u>
48		<u>286,000</u>	48		<u>278,100</u>
49		<u>286,600</u>	49		<u>278,800</u>
50		<u>287,300</u>	50		<u>279,500</u>
51		<u>287,900</u>	51		<u>280,200</u>
52		<u>288,600</u>	52		<u>280,900</u>
53		<u>289,200</u>	53		<u>281,500</u>
54		<u>289,900</u>	54		<u>282,200</u>
55		<u>290,600</u>	55		<u>282,800</u>
56		<u>291,100</u>	56		<u>283,500</u>
57		<u>291,700</u>	57		<u>284,100</u>
58		<u>292,300</u>	58		<u>284,800</u>
59		<u>293,000</u>	59		<u>285,400</u>
60		<u>293,600</u>	60		<u>286,100</u>
61		<u>294,200</u>	61		<u>286,700</u>
62		<u>294,800</u>	62		<u>287,400</u>
63		<u>295,500</u>	63		<u>288,000</u>
64		<u>296,100</u>	64		<u>288,500</u>
65		<u>296,700</u>	65		<u>289,000</u>
66		<u>297,200</u>	66		<u>289,600</u>
67		<u>297,700</u>	67		<u>290,100</u>
68		<u>298,200</u>	68		<u>290,700</u>
69		<u>298,800</u>	69		<u>291,200</u>
70		<u>299,300</u>	70		<u>291,700</u>

改正後			現行		
<u>71</u>		<u>299,900</u>	<u>71</u>		<u>292,300</u>
<u>72</u>		<u>300,300</u>	<u>72</u>		<u>292,900</u>
<u>73</u>		<u>300,800</u>	<u>73</u>		<u>293,400</u>
<u>74</u>		<u>301,300</u>	<u>74</u>		<u>293,900</u>
<u>75</u>		<u>301,900</u>	<u>75</u>		<u>294,300</u>
<u>76</u>		<u>302,400</u>	<u>76</u>		<u>294,600</u>
<u>77</u>		<u>302,800</u>	<u>77</u>		<u>294,800</u>
<u>78</u>		<u>303,100</u>	<u>78</u>		<u>295,100</u>
<u>79</u>		<u>303,400</u>	<u>79</u>		<u>295,300</u>
<u>80</u>		<u>303,600</u>	<u>80</u>		<u>295,600</u>
<u>81</u>		<u>303,900</u>	<u>81</u>		<u>295,800</u>
<u>82</u>		<u>304,100</u>	<u>82</u>		<u>296,000</u>
<u>83</u>		<u>304,400</u>	<u>83</u>		<u>296,300</u>
<u>84</u>		<u>304,600</u>	<u>84</u>		<u>296,500</u>
<u>85</u>		<u>304,800</u>	<u>85</u>		<u>296,800</u>
<u>86</u>		<u>305,100</u>	<u>86</u>		<u>297,100</u>
<u>87</u>		<u>305,300</u>	<u>87</u>		<u>297,400</u>
<u>88</u>		<u>305,600</u>	<u>88</u>		<u>297,700</u>
<u>89</u>		<u>305,800</u>	<u>89</u>		<u>298,000</u>
<u>90</u>		<u>306,100</u>	<u>90</u>		<u>298,300</u>
<u>91</u>		<u>306,400</u>	<u>91</u>		<u>298,600</u>
<u>92</u>		<u>306,700</u>	<u>92</u>		<u>299,000</u>
<u>93</u>		<u>307,000</u>	<u>93</u>		<u>299,200</u>
<u>94</u>		<u>307,300</u>	<u>94</u>		<u>299,400</u>
<u>95</u>		<u>307,600</u>	<u>95</u>		<u>299,700</u>
<u>96</u>		<u>307,800</u>	<u>96</u>		<u>300,100</u>
<u>97</u>		<u>308,000</u>	<u>97</u>		<u>300,300</u>
<u>98</u>		<u>308,300</u>	<u>98</u>		<u>300,600</u>
<u>99</u>		<u>308,700</u>	<u>99</u>		<u>301,000</u>
<u>100</u>		<u>308,900</u>	<u>100</u>		<u>301,400</u>

改 正 後			現 行		
101		309,200	101		301,600
102		309,500	102		301,900
103		309,900	103		302,200
104		310,100	104		302,500
105		310,400	105		302,700
106		310,700	106		303,000
107		311,000	107		303,300
108		311,200	108		303,600
109		311,500	109		303,800
110		311,800	110		304,200
111		312,100	111		304,600
112		312,300	112		304,900
113		312,600	113		305,100
114		313,000	114		305,300
115		313,300	115		305,600
116		313,500	116		306,000
117		313,700	117		306,200
118		314,000	118		306,400
119		314,400	119		306,700
120		314,600	120		307,000
121		314,800	121		307,400
122		315,100	122		307,600
123		315,400	123		307,900
124		315,700	124		308,200
125		315,900	125		308,500

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職務の級	1級
号給	円

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職務の級	1級
号給	円

改正後		現行	
1	506,900	1	493,500
別表第3 略		別表第3 略	

加須市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>加須市税条例 第1条～第17条 略 (公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面</u>を加須市公告式条例(平成22年加須市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> 第18条の2 略 (納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u> _____第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 第18条の4～第140条 略</p>	<p>加須市税条例 第1条～第17条 略 (公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、_____ _____ _____ _____加須市公告式条例(平成22年加須市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> _____ものとする。 第18条の2 略 (納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 第18条の4～第140条 略</p>

加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>加須市国民健康保険税条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(納税義務者に対する課税額)</p> <p>第2条 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をい</u></p>	<p>加須市国民健康保険税条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(納税義務者に対する課税額)</p> <p>第2条 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))<u>及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u> _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>[新設]</p>

改正後	現行
<p>う。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が同条第37項に規定する政令で定める金額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、当該政令で定める金額とする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る</p> <p style="text-align: right;">法 第314条</p> <p>の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>〔新設〕</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る</p> <p style="text-align: right;">地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条</p> <p>の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額</p>

改正後	現行
<p>(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.98</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.5</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>47,700円</u>とする。</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>40,700円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>
<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.86</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>13,500円</u>とする。</p>	<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,500円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.44</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p>	<p>[新設]</p>
<p>第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の0.26</u>を乗じて算定する。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>[新設]</p>

改正後	現行
<p>第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,573円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について119円とする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第10条～第22条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>第10条～第22条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>	<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を</p>

改正後	現行
<p>超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>33,390円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>9,450円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>28,490円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,350円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>

改正後	現行
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>23,850円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>20,350円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,750円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,250円</u></p>
<p>ウ 略</p>	<p>ウ 略</p>
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,540円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,140円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,700円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,100円</u></p>
<p>ウ 略</p>	<p>ウ 略</p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者</p>

改 正 後	現 行
<p>均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 155 円</u></p> <p>イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11, 925 円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>19, 080 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>23, 850 円</u></p> <p>（２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 025 円</u></p> <p>イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 375 円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 400 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6, 750 円</u></p> <p>3 略</p> <p>第 23 条の 2～第 29 条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定</p>	<p>均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 105 円</u></p> <p>イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10, 175 円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>16, 280 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>20, 350 円</u></p> <p>（２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 575 円</u></p> <p>イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 625 円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 200 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 250 円</u></p> <p>3 略</p> <p>第 23 条の 2～第 29 条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定</p>

改正後	現行
<p>同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>

改正後	現行
<p>と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>12 略</p>	<p>12 略</p>
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項</p>	<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項</p>

改正後	現行
<p>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係</p>	<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係</p>

改正後	現行
<p>る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合に</p>	<p>る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合に</p>

改正後	現行
<p>おける第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しく</p>	<p>おける第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しく</p>

改正後	現行
<p>は山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>は山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第11条・第12条 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第14条・第15条 略</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第11条・第12条 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第14条・第15条 略</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

改正後	現行
<p>(6) _____ 利用定員</p> <p>(7) ~ (11) 略</p> <p>第17条 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>第21条・第22条 略</p> <p><u>(設備及び職員の基準の特例)</u></p>	<p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの</u>利用定員</p> <p>(7) ~ (11) 略</p> <p>第17条 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員_____</p> <hr/> <p>_____の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>第21条・第22条 略</p>

改正後	現行
<p>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</p> <p>第23条～第25条 略 (準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 _____ _____</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>[新設]</p> <p>第23条～第25条 略 (準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第23条及び第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員 _____ は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>